

東吉野村

令和8年度 水質検査計画

目次

1. 水質検査計画について
2. 基本方針について
3. 水道事業の概要について
4. 原水及び浄水の水質状況について
5. 検査地点について
6. 水質検査項目及び検査頻度について
7. 水質検査方法について
8. 臨時の水質検査について
9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直しについて
10. 水質検査結果の公表について
11. 水質検査の精度と信頼性の確保について
12. 関係機関との連携について

1. 水質検査計画について

水道法施行規則第15条第6項では、水道事業者は、各施設における水道の水質に応じて水質検査項目、検査地点及び検査頻度等を定めた水質検査計画策定することとされており、毎事業年度の開始前に水道の需要者が入手しやすい方法で情報提供することが義務付けられています。

2. 基本方針について

安心で信頼のできるおいしい水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質検査項目、検査地点及び検査頻度の選定を行い、適切な判断により需要者が安心、信頼のできる水道経営を目指します。

3. 水道事業の概要について

東吉野村簡易水道事業は、大字小川区域の一部、大字小区域の一部、大字木津川区域の一部、大字小栗栖区域の一部、大字中黒区域の一部、大字鷺家区域の一部、大字三尾区域の一部、大字狭戸区域の一部、大字大豆生区域の一部、大字大又区域の一部、大字麦谷区域の一部、大字萩原区域の一部、大字伊豆尾区域の一部、大字日裏区域の一部、大字木津区域の一部、大字杉谷区域の一部、大字平野区域の一部、大字滝野区域の一部、大字谷尻区域の一部、に供給しています。

給水状況及び各施設の概要は、以下の表のとおりです。

【給水状況(令和7年3月31日時点)】

給水人口	1,178人
給水戸数	1,218戸
管路延長	99,970m
処理能力	1,488m ³ /日
年間総給水量	207,379m ³ /年
一日平均給水量	568m ³ /日
計画一日最大給水量	740m ³ /日

【施設の概要（令和6年3月31日時点）】

	施設名	水源地	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	給水人口 (人)	処理方法
1	小浄水場	高見川	600	513	膜ろ過
2	木津川浄水場	高見川	24	33	緩速ろ過
3	鷺家浄水場	鷺家地区	158	153	緩速ろ過
4	文珠浄水場	文珠地区	4	5	緩速ろ過
5	三尾浄水場	四郷川	101	79	緩速ろ過
6	狭戸浄配水場	狭戸地区	24	27	緩速ろ過
7	大豆生浄水場	大豆生地区	59	31	緩速ろ過
8	大又浄水場	四郷川	67	20	緩速ろ過
9	麦谷浄配水場	麦谷地区	18	18	緩速ろ過
10	日裏浄水場	日裏地区	10	5	緩速ろ過
11	杉谷浄配水場	杉谷地区	253	189	緩速ろ過
12	平野浄水場	平野川	153	87	緩速ろ過
13	滝野浄配水場	平野川	5	4	緩速ろ過
14	谷尻浄配水場	谷尻地区	12	14	緩速ろ過 上高ろ過

4. 原水及び浄水の水質状況について

原水の水質は、各取水上流における環境汚染等の可能性は低く、年間を通じて良好で安定しています。しかし、梅雨や台風等の降雨時に濁度や色度等の上昇が考えられることから、各施設にて適切な対応を行い、安全で良質な水道水を供給しています。

5. 検査地点について

1) 給水栓

水道法に基づく定期的な水質検査は、各地区一ヶ所以上の給水栓で行います。

2) 原水

原水の水質が、安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に影響を与えるため、各浄水場施設の原水について水質検査を行います。

6. 水質検査項目及び検査頻度について

1) 給水栓

各施設の水質検査は別表のとおり行います。

○1ヶ月に1回の検査項目（毎月検査項目）

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度

○概ね3ヶ月に1回の検査（省略不可項目）

シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

○検査回数を省略できる項目

下記の健康に関する項目、性状に関する項目29項目について、過去3年間の検査結果が全て基準値10%以下の場合は3年に1回以上、20%以下の場合は1年に1回以上検査回数を省略することができ、過去の検査結果及び原水の水質を考慮し検査を行います。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

○かび臭項目検査

かび臭を産出する藻類の発生が少ないことが明らかであると認められる時期を除き、1ヶ月に1回以上、下記の項目について検査を行います。

ジェオスミン、2-メチルイソブルネオール

○ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)検査

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、健康への影響が懸念される有機フッ素化合物(PFAS)の一種です。令和8年度から水質基準に追加され、本年度は年1回の検査を行います。

○毎日検査

1日1回以上、下記の項目について検査を行います。

色、濁り、消毒の残留効果

2) 原水

原水の水質は、浄水処理に与える影響が大きいため、水質検査項目52項目のうち、味及び消毒副生成物11項目を除く41項目の検査を1年に1回以上行います。

7. 水質検査方法について

1日1回行う水質検査(毎日検査)については、自己検査を行います。

毎日検査以外の水質検査項目については、奈良県広域水道企業団に検査を委託し行います。

8. 臨時の水質検査について

水源から給水栓の間で、次のような問題が発生した場合は、臨時の水質検査を行います。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- 2) 水源に異常があったとき
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器感染症が流行しているとき
- 4) 浄水過程に異常があったとき
- 5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたとき
- 6) その他特に必要があると認められたとき

9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直しについて

水質基準は水道水において満たすべき要因であるため、検査結果の評価は検査ごとに行います。また検査結果をもとに必要に応じて検査項目及び検査頻度等の見直しを行います。

10. 水質検査計画の公表について

水質検査計画については毎事業年度の開始前に本村のホームページで公表します。

11. 水質検査の精度と信頼性の確保について

奈良県広域水道企業団において、水質検査の精度管理等を行うことにより信頼性の確保を図っています。

12. 関係機関との連携について

水源等の水質汚染事項が発生した場合、奈良県広域水道企業団、奈良県、奈良県吉野保健所、近隣市町村と情報交換をするとともに連携して迅速に対応を講じます。

別表

令和8年度水質検査計画

浄 水								
毎月検査	8回	全14施設						
全項目検査	1回	<table border="1"> <tr> <td>1年目</td> <td>小、木津川、鷺家、文珠</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>三尾、狭戸、大豆生、大又、麦谷</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>日裏、杉谷、平野、瀧野、谷尻</td> </tr> </table>	1年目	小、木津川、鷺家、文珠	2年目	三尾、狭戸、大豆生、大又、麦谷	3年目	日裏、杉谷、平野、瀧野、谷尻
1年目	小、木津川、鷺家、文珠							
2年目	三尾、狭戸、大豆生、大又、麦谷							
3年目	日裏、杉谷、平野、瀧野、谷尻							
省略不可項目	4回	小、木津川、鷺家、文珠、日裏、杉谷、平野、瀧野、谷尻						
	3回	三尾、狭戸、大豆生、大又、麦谷(浄水全項目検査実施の為)						
過去1年間の検査数値で検査対象となった箇所								
アルミニウム及びその化合物	4回	小						
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回	小、木津川、鷺家、杉谷統合、瀧野						
	4回	文珠						
蒸発残留物	1回	小、木津川、鷺家、杉谷統合、瀧野、谷尻						
	4回	文珠						
PFOS及びPFOA	1回	全14施設						

原 水		
全項目検査	1回	全14施設
クリプトスポリジウム等	1回	全14施設